住民基本台帳に基づく人口………12万5,174人

(外国人住民人口 3,639人を含む)

住民基本台帳に基づく世帯数………6万3,469世帯 (外国人住民世帯数 2,116世帯を含む)

令和7年1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口と世帯数がまとまりましたので、お知らせします。

なお、人口統計資料は情報公開コーナー (市役所第二庁舎6階) でご覧いただけます。 **週**市民課市民係 (☎042-387-9830)

住民基本台帳の人口・世帯数 (表1)

人口は12万5,174人(男性=6万1,595人、女性=6万3,579人)で、昨年の同期に比べて560人増加し、世帯数は6万3,469世帯で、621世帯増加しています。

町別の人口・世帯数 (表1)

町別の人口と世帯数はともに本町が最も 多く、全人口の17.3%、全世帯の18.8%を 占めています。次いで東町、緑町の順とな っています。

(人) 126,000 124,617 124,614 125,174 123,750 122,306 123,828 121,443 121,500 119,250 117,978 117,000 平成28 29 30 31 分和2 3 4 5 6 7

年齢別の人口構成(図2・3)

50歳代が全人口の14.87%を占めて最も多く、次いで40歳代が全人口の14.55%を占めています。

年齢構成の推移は、0~14歳の年少人口が12.5% (昨年12.6%)、65歳以上の老齢人口が21.7% (昨年21.6%) となっています。

外国人住民の人口・世帯数

外国人住民人口は、3,639人(男性=1,822人、女性=1,817人)で昨年同期と比べて 427人増加し、世帯数は2,116世帯で310世帯増加しています。

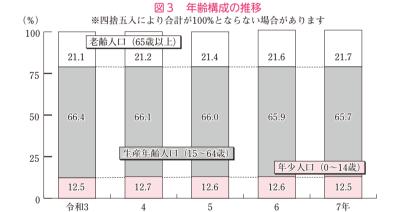
国籍別人口では、中国・台湾が1,382人で全外国人住民人口37.8%を占めて最も多く、次いでネパールが521人で14.3%となっています。



表 1 (単位:人)

地域	人口						世帯数	
(町名)	総数		男		女		世帝致	
総数	125,174	(560)	61,595	(304)	63,579	(256)	63,469	(621)
東町	17,306	(62)	8,502	(50)	8,804	(12)	9,182	(98)
梶野町	10,828	(77)	5,422	(48)	5,406	(29)	5,492	(73)
関野町	1,241	(0)	627	(1)	614	(△1)	631	(13)
緑町	16,955	(162)	8,351	(57)	8,604	(105)	8,373	(95)
中町	12,344	(△17)	6,132	(9)	6,212	(△26)	6,298	(24)
前原町	14,914	(142)	7,464	(69)	7,450	(73)	7,286	(128)
本 町	21,664	(64)	10,279	(20)	11,385	(44)	11,944	(123)
桜町	4,412	(23)	2,111	(11)	2,301	(12)	2,209	(19)
貫井北町	12,439	(62)	6,266	(68)	6,173	(△6)	5,952	(29)
貫井南町	13,071	(△15)	6,441	(△29)	6,630	(14)	6,102	(19)

()は前年同期比



物価高騰対策 給付金

令和6年度住民税非課税世帯等に対して物価高騰対策給付金を、また支給対象世帯のうち、子育 て世帯に対して加算金を支給します。

間市物価高騰対策給付金コールセンター(☎042-316-1655=2月3日から開設。土曜・日曜・祝日を除く午前9時~午後5時)



物価高騰対策給付金

図令和6年12月13日現在、小金井市に住民登録があり、令和6年度住民税の課税状況が次のいずれかに該当する世帯(令和6年度住民税課税者に扶養された方などのみで構成される世帯を除く)

①世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税 の世帯

②世帯全員が令和6年度住民税均等割のみ課税 (定額減税前所得割非課税)の世帯

③申請時点で小金井市に住民登録があり、令和 6年1月~12月までの収入が減少し、住民税均 等割のみ課税の世帯相当の収入となった家計急 変世帯

■給付額 1 世帯30,000円

■申請期限5月30日

■申請方法①②対象と思われる世帯に2月14日 より順次、支給のお知らせまたは確認書等を発 送予定です。支給のお知らせが届いた方は、原 則手続きは不要です

③申請書(市ホームページからダウンロード) に、該当する月の給与明細等を添えて、提出し てください

②のうち令和6年6月4日以降に小金井市に転入された方は、申請書(市ホームページからダウンロード)に、必要書類を添えて、提出してください。なお、世帯内に住民税未申告の方(被扶養者は除く)がいる場合、世帯の課税状況が確認できず、給付金を支給することができないため、令和6年度住民税の申告を行った後で、申請書等を提出してください

物価高騰対策給付金子ども加算

図令和6年12月13日現在、小金井市に住民登録があり、令和6年度総合経済対策に基づく住民税非課税世帯等に対する小金井市給付金の支給対象世帯のうち、18歳以下の子ども(平成18年4月2日生まれ以降の児童)を扶養する世帯

- ■給付額18歳以下の子ども1人当たり20,000円
- **■申請期限**5月30日
- ■申請方法対象と思われる世帯に2月14日より順次、支給のお知らせまたは確認書等を発送予定です。支給のお知らせが届いた方は、原則手続きは不要です









- ・掲載内容の詳細や最新情報については、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。費用の記載のないものは、原則無料です
- ・各記事中の二次元コードは、事業の詳細や申込フォーム等へご案内するものです